

茨城工業高等専門学校修学支援事業基金に関する要項

〔 令和元年6月13日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構修学支援事業基金のうち、本校での使用の条件が付されている寄附金（以下「修学支援事業基金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 修学支援事業基金は、経済的な理由で修学に困難がある学生に対して「留学支援、給付型奨学金、授業料の免除」に関する支援を行うことを目的とする。

(対象)

第3条 前条に規定する経済的な理由で修学に困難がある学生とは、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要項に規定する家計基準に該当する者とする。

(使用)

第4条 修学支援事業基金は、寄附金申込書に記入されている寄附の目的（授業料免除、奨学金、留学支援）に添って使用しなければならない。

(助成)

第5条 修学支援事業基金による助成は、以下のとおりとする。なお、寄附の目的が複数で授業料免除を含む場合は、原則として授業料免除に使用する。

(1) 授業料の免除

- ① 授業料免除審査において、家計基準は満たしているが学力基準（上位2/3以上（特例基準：上位3/4以上））に該当せず不許可となった者のうち、学力基準（上位5/6以上（特例基準：上位11/12以上））に該当する者に助成する。
- ② 助成額は、30,000円とする。ただし、修学支援事業基金の残額が少なくなった場合の助成は、当該期において当該残額を助成対象人数で按分した額を助成する。

(2) 奨学金、留学支援

学生委員会において審議し、校長が決定する。

(事務)

第6条 本要項に関する事務は、学生課が行う。

附 則

この要項は、令和元年6月13日から施行する。